

シルバー人材センター等から役務の提供を受ける業務の公表について

地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第 19 条第 1 項第 3 号に基づき、役務の提供を受ける業務について同規程第 20 条第 1 号及び第 2 号の規定により下記のとおり公表します。

記

- 1 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第 20 条第 1 号に基づく、令和 5 年度における役務の提供業務の発注見通しは、次のとおりです。

契約の相手方	契約名	履行場所	業務概要	発注時期	期間	発注者
公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会	病院施設及び什器類の小修繕業務	羽曳野市はびきの三丁目 7 番 1 号	簡単な大工仕事	第 1 四半期	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 9 月 30 日まで	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター

- 2 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第 20 条第 2 号に基づく、役務の提供を受ける業務内容等については、次のとおりです。

契約の相手方	契約名	履行場所	業務概要	期間	契約の相手方の決定方法及び基準
公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会	病院施設及び什器類の小修繕業務	羽曳野市はびきの三丁目 7 番 1 号	簡単な大工仕事	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 10 月 30 日まで	①高年齢者の雇用の促進、高年齢者の再就職の促進及び高年齢退職者に対する就業の機会の確保ができる者。 ②高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条の規定する法人であり、かつ履行場所所在地市の法人